

野津田公園スケートパーク基本設計業務委託 仕様書（案）

第1章 総則

（適用）

1. 本仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が委託する「野津田公園スケートパーク基本設計業務委託」契約に適用し、受託者（以下「乙」という。）は、契約書、契約約款及び本仕様書（以下「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。
2. 本業務委託は、設計図書、本仕様書及び下記に掲げる最新版図書を参考にする他、委託者と協議して行うものとする。
 - 1) 設計委託標準仕様書（東京都建設局制定）
 - 2) 東京都土木工事標準仕様書（東京都財務局制定）
 - 3) 業務委託書類作成の手引き（町田市都市づくり部公園緑地課制定）
 - 4) 公園緑地設置技術基準（町田市都市づくり部公園緑地課制定）
 - 5) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル
 - 6) 土木工事標準構造図集（町田市道路部制定）
 - 7) 道路工事設計基準（東京都建設局制定）
 - 8) 町田市下水道設計指針（町田市下水道部制定）
 - 9) 町田市下水道標準構造図集（町田市下水道部制定）
 - 10) 町田市排水設備指針（町田市下水道部制定）
 - 11) 町田市第二次野津田公園整備基本計画（町田市公園緑地課）
 - 12) 「東京における自然の保護と回復に関する条例」開発許可の手引
 - 15) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル
 - 16) 特定都市河川浸水被害対策法
 - 17) 鶴見川流域水害対策計画 平成 19 年 3 月 国土交通省関東地方整備局
 - 18) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針 平成 21 年 2 月 東京都総合治水対策協議
 - 19) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）平成 21 年 2 月 東京都総合治水対策協議会
 - 20) 土砂災害防止法令の解説 一般社団法人 全国治水砂防協会
 - 21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - 22) 公園サイン設計の手引き（建設局公園緑地部）
 - 23) 業務委託書類作成の手引き（町田市公園緑地課）
 - 24) 調整池等容量計算の手引き（町田市下水道部制定）
3. 上記に掲げる最新版の図書の他、本業務委託の検討内容に応じて、「設計委託標準仕様書 資料編 5. 主要技術基準及び参考図書」に示す図書を用いること。
4. 業務責任者は「設計委託標準仕様書」に定める代理人及び主任技術者のとおりとする。また、業務責任者は、技術士（建設部門 都市及び地方計画）もしくは RLA（登録ランドスケープアーキテクト）の資格を有するものとする。

(目 的)

町田市では 2014 年に策定した「町田市第二次野津田公園整備基本計画 (2014 年)」に基づき、野津田公園地内において、スケートパーク (対象面積約 1.3ha) の整備に取り組む。技術的及びデザインの、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、法的な課題整理と、公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行なう。

(業務委託費用 (見積限度額))

9, 906, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(疑 義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

(協議報告)

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

(貸与資料)

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

(業務責任者)

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定め、甲に届け出る。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲に届け出る。
2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。

(作業計画)

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。
2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果

品の提出を求めることができる。

3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(業務に使用する車両)

乙は、契約履行にあたって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
3. 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(TECRIS)

乙は、契約金額が 100 万円以上の委託業務においては、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき「業務実績データ」の作成を行う。業務実績データは監督員の確認後、(財)日本建設情報総合センター (JACIC) の測量調査設計業務実績入力システムに登録しなければならない。また、登録後登録内容確認書を監督員に提出しなければならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

計画にあたり事前準備として、業務全体の作業工程、作業フロー、作業体制などの作業実施計画を立案し、作業実施計画書としてとりまとめること。

1 【スケートパーク基本設計】

〔基本設計業務 約 1.3ha〕

(1) 現況把握及び敷地分析

現場調査を行い、現場状況を詳細に確認すること。また、関連資料を確認し、敷地分析を行うこと。

(2) 与条件の細部検討

- ①与条件や基本計画の把握と整理
- ②各種設計条件の整理と確認
- ③各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④現地詳細調査（設計対象地とその周囲）
(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など)

(3) 諸施設の検討及び設定

- ①基本計画内容の整合性確認
- ②敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ③空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ④造成基本方針の検討と設定
- ⑤植栽基本方針の検討と設定
- ⑥供給処理設備基本方針の検討と設定
- ⑦整備水準・目標工事費の検討と設定
- ⑧維持管理基本方針の検討と設定

(4) 基本設計図の作成

- ①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ②造成計画平面図の作成
- ③施設計画平面図の作成
- ④植栽計画平面図の作成
- ⑤供給処理設備計画平面図の作成（縮尺－1／500程度）
- ⑥主要断面図の作成（縮尺－1／200程度）
- ⑦主要施設の構造イメージ図の作成（縮尺1／30～1／100）

(5) 概算工事費の算出

社会標準単価に基づいた概算工事費の算出

(6) 基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

(7) 照査

- ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査

②設計方法や設計手法の妥当性の照査

③成果品の内容の適正照査

(8) 打合せ

業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ・協議

(9) 鳥瞰図又は透視図作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図またはアイレベルからのイメージスケッチの作成

(10) 住民説明会開催補助

説明会用資料・議事録等の作成、説明会1回程度

2【設計の条件】

本業務は、雨水調整池地内において、現況の湿生植物園のみどり環境・資源ならびに景観性と、新設するスケートパークエリアのすみ分けあるいは共存等を検討し、施設のあり方（環境面・景観面・雨水調整池機能）を明確にした設計を行うこと。

1. 計画地は、野津田公園整備の際に設置された雨水調整池であることから、その機能について、厳守すべき法的、構造的、雨水容量その他基準を満たす必要がある。スケートパーク整備後も、調整池として機能を継続させる設計をすること。

2. 計画地は、調整池を有効活用するため、湿生植物園として開放している。湿性植物園は、公園内外から自由に出入り可能で、ウッドデッキ等の散策路や水辺の動植物を観察できるような環境が整備されている。多様性に富んだ湿地の動植物が生育し、自然観察や環境教育の場としても利用されているため、十分に考慮した設計をすること。なお、市としては、湿性植物園を一部残すことを想定している。

3. 町田市内に限らず、近隣のスケートパークならびに同等施設との比較・検討を行い、野津田公園の特徴を取り入れた設計とすること。

4. スケートボードを始め整備後に利用可能な各スポーツの特性、規則・規定、文化等を把握・整理すること。

3【関係機関との調整】

野津田公園は供用中の公園であり、指定管理者による管理運営を行っている。また、野津田公園内では、みどりの保全活動等、多様な主体が活動している。必要に応じて各関係者との打合せや協議が行われる際は協力をすること。

第3章 成果品

(成果品)

本委託業務の成果品は下記のとおりとする。

1. 業務委託報告書

報告書は、A4サイズで各1組提出する。製本は、バインダータイプとする。なお、図面についても普通紙コピーを添付する。

電子データはCD-RまたはDVD-Rで2部提出する。内容は、本業務委託で製本を行った成果を、元のデータ形式及びPDF形式に変換したもので収める。また、図面データはDWG形式及びJWW形式と、PDF形式に変換したものを収める。これらは、ウィルス対策を行ったうえで提出すること。

- ・打合せ議事録
 - ・電子データ
 - ・基本設計図
 - ・基本設計説明書
 - ・照査報告書
 - ・鳥瞰図または透視図（A2サイズ1枚）
 - ・概算工事費算出書
- ※縮尺は、監督員の指示によること。
- ・その他関連資料（参考文献一覧、作成した図面の原典資料等で加工可能なもの）

2. 電子データのウィルス対策

ウィルス対策におけるウィルスチェックソフトは特に指定はしないが、最新のウィルスも検出できるようにウィルスチェックソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。

CD-Rのラベル表面には、下記6項目を記載すること。

- ① 業務委託件名
- ② 作成年月（完了年月）
- ③ 発注者名
- ④ 受託者名
- ⑤ 何枚目／全体枚数
- ⑥ ウィルスチェックに関する情報

a) ウィルスチェックソフト名

b) ウィルス定義年月日またはパターンファイル名

c) ウィルスチェックソフトによるチェックを行った年月日

3. 設計照査

受託者は、業務委託の履行に当たっては、「詳細設計照査要領」を運用することとし、設計委託標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

（履行の報告）

乙は、契約期間内に成果品の納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

(検 査)

この契約の契約約款第24条第2項の検査に合格したときをもって、成果品の引渡しを完了したものとする。

(契約金額の支払い)

検査の合格後、乙の請求に基づき甲が一括で支払うものとする。

第4章 契約期間

(契約期間)

契約期間は、契約締結の日から2024年3月19日までとする。